

令和6・7年度高槻市入札参加資格承認申請書提出要領 (建設工事)

※追加申請の受付のため、既に入札参加資格を得ている方は申請の必要はありません。

令和6・7年度に高槻市（水道部及び交通部を含む）が発注する建設工事の入札に参加を希望する方は、下記要領により入札参加資格承認申請書を提出してください。

記

- 申請資格（次のすべての条件を満たす者）
 - 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - 建設業法による許可を受けていること。
 - 建設業法による経営事項審査を受けていること。
 - 国税ほかを完納していること。（詳細は、提出書類一覧表参照）
 - 高槻市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団員又は暴力団密接関係者のいずれにも該当しない者であること及び高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱の規定による入札等除外措置の期間中でない者であること。
 - 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに加入していること。（ただし、法令の規定により適用を除外されている場合を除く。）
- 有効期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）
- 申請方法 郵送のみとします。持参による受付は行いません。
 - 配達を確認できる「簡易書留」、「書留」または「レターパックプラス」の郵便で送付してください。
 - 郵送用封筒の表に「入札参加資格承認申請書（建設工事）」と記入してください。
【郵送先】〒569-8501 高槻市桃園町2番1号
高槻市 総務部 契約検査課 工事契約チーム
- 受付期間 令和6年1月15日（月）～令和6年1月26日（金・消印有効）
- 提出書類 「提出書類一覧表」に記載の書類
 - A4ファイル綴じ（色は問いません）にして、表紙、背表紙に商号等を記入してください。
 - 証明書類は、入札参加資格承認申請書及び委任状を除き、鮮明なコピーをもって代用することができます。
 - 不足書類や記入内容に不備がある場合は、受付できませんので十分ご注意ください。

- 6 申請業種
- ・市内業者(注1)及び準市内業者(注2)は希望順に2業種まで
(1業種のための申請でも可)
 - ・市外業者は1業種のみ
 - ・申請する業種については、建設業の許可及び経営事項審査結果の総合評定値(P点)の通知を受けていることが必要です。

* 注1 「市内業者」とは、高槻市内に本店を置く者のことです。

* 注2 「準市内業者」とは、過去において5年間以上市内業者として実績があり、現在高槻市内に営業所等を有する者のことです。

- 7 申請後の確認
- ・資格審査の結果、入札参加資格が承認されても各業者に対して個別に通知しませんので、申請完了の確認は、「令和6年度入札参加資格者名簿」(本市ホームページで3月下旬に公表予定)にて行ってください。
 - ・新規登録業者の業者番号については、本申請より資格審査の後、新たに番号を付与しますので、上記名簿にて併せて確認を行ってください。

※高槻市の入札参加等における留意事項

- ・申請後、申請事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。
- ・市内業者及び準市内業者は、毎年度指定する期間(毎年1~2月頃を予定)に市税の完納証明書、総合評定値通知書及び建設業許可証明書を提出いただきます。なお、提出のない場合は次年度の入札等に参加できません。
- ・新規登録業者は、入札参加資格を得てから6か月間は、指名競争入札に参加できません。また、入札参加資格を得てから1年間は、制限付一般競争入札に参加できません。
- ・本市の指名競争入札では、現場説明に代えて、設計図書を業者の方へ郵送する方法を行っております。郵送料は、料金着払です。
- ・郵便入札を実施する場合、業者の方には、指名又は参加予定業者の中から抽選で入札立会人をお願いする為、入札日に本市が指定する場所へご足労をお願いしています。
- ・本申請において、虚偽の申請等が判明した場合、入札参加資格を取り消すことがあります。

〒569-8501 高槻市桃園町2番1号
高槻市 総務部 契約検査課 工事契約チーム
電話番号 072-674-7502
アドレス <https://www.city.takatsuki.osaka.jp/>